二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　インマルサット等データ通信設備
国際航海旅客船等以外の船舶	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 （削る） (1)　インマルサット等データ通信設備 (2)　（略） ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
（略）	（略）

備考

一　ＭＦ無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、ＨＦ無線電話、インマルサット等データ通信設備、インマルサット等無線電話又は告示で定める無線電話であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあっては、ＨＦ無線電話、インマルサット等データ通信設備又はインマルサット等無線電話に限る。）を備えなければならない。

二・三　（略）

四・五　（略）

２・３　（略）

二　Ａ３水域、Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
国際航海旅客船等	イ　(1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (1)　ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話及びＭＦ直接印刷電信 (2)　インマルサット等直接印刷電信
国際航海旅客船等以外の船舶	ロ・ハ　（略）
備考　（略）	

三　Ａ２水域又はＡ１水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（Ａ１水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線電信等
（略）	（略）

備考

一　ＭＦ無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話、ＭＦ直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であって常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあっては、ＨＦ直接印刷電信、ＨＦ無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話又はＭＦ直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

二・三　（略）

四・五　（略）

２・３　（略）